

社会福祉法人・施設等の指導監査における指摘事例 ～適切な法人組織運営の確保・資産の管理～

○ **法人の定款や役員等名簿がインターネットで公表されていない。**

⇒ 速やかに公表してください。

【根拠】社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項，社会福祉法施行規則第 10 条

○ **理事に法人役員の三親等以内の親族が 3 人を超えて含まれている。**

○ **理事に法人が運営する施設の管理者が含まれていない。**

⇒ 速やかに是正措置をとってください。

【根拠】社会福祉法第 44 条

○ **監事の選任議案について、在任する監事の過半数の同意を得ているか確認できない。**

⇒ 過半数の同意を得ていることが確認できる資料（書面）を備えてください。

【根拠】社会福祉法第 43 条第 3 項，一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項

○ **評議員会の招集通知に不備がある。**

⇒ 評議員会の開催に当たっては、理事会において、当該評議員会の日時及び場所、目的である事項を決議した上で、これらの事項を記載した書面により、1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに評議員員に対して通知してください。

【根拠】社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項，一般財団法人に関する法律第 181 条第 1 項並びに第 182 条第 1 項及び第 3 項

○ **理事長等による職務遂行状況の報告が行われていない。**

⇒ 理事長または理事会の決議によって選定された理事は、三月に 1 回以上（定款で毎会計年度に四月を超える間隔で 2 回以上と定めた場合はその回数）自己の職務の遂行状況を理事会に報告してください。

【根拠】社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項

○ **役員等の報酬について、評議員会の承認を受けていない。**

⇒ 役員等の報酬等の支給基準については、評議員会においてその規程などの承認を受けてください。

【根拠】社会福祉法第 45 条の 35 第 2 項

○ **財産目録について、理事会及び評議員会の承認を受けていない。**

⇒ 財産目録は、理事会及び評議員会の承認を受けてください。

【根拠】社会福祉法第 45 条の 30，社会福祉法施行規則第 2 条の 40